

モバイルデータ通信サービス契約約款

令和8年10月1日

株式会社トークネット

目 次

第 1 章	総則	3
	第 1 条	約款の適用
	第 2 条	約款の変更等
	第 3 条	用語の定義
第 2 章	モバイルデータ通信サービスの種類	4
	第 4 条	サービスの種類
第 3 章	モバイルデータ通信サービスに係る契約	4
	第 5 条	契約の単位
	第 6 条	契約申込みの方法
	第 7 条	削除
	第 8 条	契約申込みの承諾
	第 9 条	契約者の契約者確認の取扱い
	第 10 条	最低利用期間
	第 11 条	電話番号
	第 12 条	包括回線グループの変更
	第 13 条	サービスの利用の一時中断
	第 14 条	権利の譲渡の禁止
	第 15 条	契約者が行う契約の解除
	第 16 条	当社が行う契約の解除
	第 17 条	その他の提供条件
第 4 章	付加機能	7
	第 18 条	付加機能の提供
第 5 章	利用中止及び利用停止	7
	第 19 条	利用中止
	第 20 条	利用停止
第 6 章	通信	8
	第 21 条	電波伝播条件による通信場所の制約
	第 22 条	通信利用の制限
	第 23 条	通信の利用を制限する措置
第 7 章	料金等	10
	第 1 節	料金及び工事費に関する費用
		10

第24条 料金及び工事に関する費用	
第2節 料金等の支払義務	10
第25条 基本使用料等の支払義務	
第26条 パケット通信料の支払義務	
第27条 ユニバーサルサービス料の支払義務	
第27条の2 電話リレーサービス料の支払義務	
第28条 手続きに関する料金の支払義務	
第29条 工事費の支払義務	
第3節 料金の計算及び支払	11
第30条 料金の計算及び支払い	
第4節 預託金	12
第31条 預託金	
第5節 割増金及び延滞利息	12
第32条 割増金	
第33条 延滞利息	
第8章 保守	13
第34条 契約者の維持責任	
第35条 契約者の切分責任	
第36条 修理又は復旧	
第37条 修理又は復旧の場合の暫定措置	
第9章 損害賠償	14
第38条 責任の制限	
第39条 免責	
第10章 雑則	15
第40条 承諾の限界	
第41条 利用に係る契約者の義務	
第42条 契約者に係る情報の利用	
第43条 法令に規定する事項	
第44条 閲覧	
別記	17
料金表	22
通則	22
第1表 料金	24
第2表 工事費	34
附則	35

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、このモバイルデータ通信サービス契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これにより、モバイルデータ通信サービスを提供します。

(約款の変更等)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
4 パケット通信	電気通信回線を通じてパケット交換方式によりデータを送り、又は受ける通信
5 パケット通信網	パケット通信の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備
6 モバイルデータ通信サービス	特定MNO事業者が提供するau（LTE）通信サービス（LTEシングル（データシングル端末との間に電気通信回線を設定して専らデータ通信のために提供するもの）に限ります。）又はau（5G）通信サービス（5Gシングル（データシングル端末との間に電気通信回線を設定して専らデータ通信のために提供するもの）に限ります。）を使用して当社が提供する電気通信サービス
7 モバイルデータ通信サービス取扱所	(1) モバイルデータ通信サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託によりモバイルデータ通信サービスに関する契約事務を行う者の事業所
8 モバイルデータ通信契約	当社からモバイルデータ通信サービスの提供を受けるための契約
9 契約者	当社とモバイルデータ通信サービス契約を締結している者
10 特定MNO事業者	KDDI株式会社又は沖縄セルラー電話株式会社
11 移動無線装置	モバイルデータ通信契約に基づいて陸上（河川、湖沼及びわが国の沿岸の海域を含みます。以下同じとします。）において使用されるアンテナ設備及び無線送受信装置
12 無線基地局設備	移動無線装置との間で電波を送り、又は受けるための特定MNO事業者の電気通信設備
13 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
14 削除	削除
15 データシングル端末	専らパケット通信（LTEシングル又は5Gシングルに限ります。）を行うための端末設備
16 端末機器	端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年1月26日総務省令第15号）第3条で定める種類の端末設備の機器

17 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であつて、端末設備以外のもの
18 契約者回線	モバイルデータ通信サービスに係る契約に基づいて無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線
19 契約者回線等	(1) 契約者回線 (2) 契約者回線にパケット通信網を介して接続される電気通信設備であつて当社又は特定MNO事業者が必要により設置する電気通信設備
20 電話番号	電気通信番号規則に規定する電気通信番号又は契約者回線を識別するための英字若しくは数字の組み合わせ
21 課金対象パケット	契約者回線と契約者回線等との間においてパケット交換方式により伝送されるデータ（制御信号等のうちデータとしてみなされるものを含みます。以下同じとします。）を含むパケット
22 料金月	1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間
23 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 モバイルデータ通信サービスの種類

（サービスの種類）

第4条 モバイルデータ通信サービスには、料金表第1表（料金）に規定する種類があります。

第3章 モバイルデータ通信サービスに係る契約

（契約の単位）

第5条 当社は、電話番号1番号ごとに1のモバイルデータ通信契約を締結します。この場合、契約者は、1のモバイルデータ通信契約につき1人に限ります。

（契約申込みの方法）

第6条 モバイルデータ通信契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書及び当社がその記載内容を確認するための書類をモバイルデータ通信サービス取扱所に提出していただきます。

2 前項の場合において、包括的管理の取扱い（別記19に定める取扱いをいいます。以下同じとします。）の適用を受ける契約者回線の申込みをするときは、その契約者回線が所属する1の包括回線グループ（別記19に定めるものをいいます。以下同じとします。）を指定していただきます。

第7条 削除

（契約申込みの承諾）

第8条 当社は、モバイルデータ通信契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾し

ます。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、モバイルデータ通信サービスの取扱上余裕のないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。
- 3 当社は、第2項の規定にかかわらず、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) モバイルデータ通信契約の申込みをした者が当社のモバイルデータ通信サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (2) 第6条（契約申込みの方法）に基づき提出された契約申込書又はその確認のための書類に不備があるとき。
 - (3) モバイルデータ通信契約の申込みをした者が、第20条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、モバイルデータ通信サービスの利用を停止されたことがある又はモバイルデータ通信サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (4) 第41条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
 - (5) モバイルデータ通信契約の申込みをした者が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）でないとき。
 - (6) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 4 前項の規定によるほか、当社は、その契約の申込みが包括的管理の取扱いの適用に係るものであって、その契約の申込みを承諾することにより別記19に反することとなる場合は、その契約の申込みを承諾しません。

（契約者の契約者確認の取扱い）

- 第9条 当社は、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成17年法律第31号）の規定に基づき、契約者に対して、契約者確認（同法第9条に定める契約者確認をいいます。以下同じとします。）を行うことがあります。
- この場合においては、契約者は、当社の定める期日までに、当社が別に定める方法により契約者確認に応じていただきます。

（最低利用期間）

- 第10条 モバイルデータ通信サービスには、料金表第1表（料金）第1（基本使用料等）に定めるところにより、最低利用期間があります。
- 2 前項の最低利用期間は、サービスを提供した日から起算して1年間とします。
 - 3 契約者は、前項の最低利用期間内に契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに料金表第1表に規定する料金を支払っていただきます。

（電話番号）

- 第11条 モバイルデータ通信サービスに係る電話番号は、1の契約者回線ごとに当社が定めます。
- なお、その電話番号は、契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。
- 2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、モバイルデータ通信サービスの電話番号を変更することがあります。
 - 3 当社は、前項の規定により、電話番号を変更する場合には、あらかじめそのことを契約者に通知し

ます。

(注1) 電話番号の登録等（登録、変更又は消去をいいます。以下同じとします。）は、当社が行います。

(注2) 端末設備及び自営電気通信設備の電話番号の登録等については、別記3及び別記4に定めるところによります。

(包括回線グループの変更)

第12条 契約者は、包括的管理の取扱いの適用を受けている契約者回線について、第6条（契約申込みの方法）の規定により指定した包括回線グループから他の包括回線グループへの所属の変更を行うことはできません。

(サービスの利用の一時中断)

第13条 当社は、契約者から当社所定の書面により請求があったときは、モバイルデータ通信サービスの利用の一時中断（その電話番号を他に転用することなくモバイルデータ通信サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

(権利の譲渡の禁止)

第14条 契約者がモバイルデータ通信契約に基づいてモバイルデータ通信サービスを受ける権利は、譲渡することができません。

(契約者が行う契約の解除)

第15条 契約者は、モバイルデータ通信契約を解除しようとするときは、あらかじめそのことをモバイルデータ通信サービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

2 当社は、モバイルデータ通信サービスの提供を受けている契約者回線について、包括的管理の取扱いの適用若しくは廃止を伴う請求又は別記19の規定に反することとなるその他の請求があったときは、その請求を前項の通知があったものとみなして取り扱います。

(当社が行う契約の解除)

第16条 当社は、第20条（利用停止）の規定によりモバイルデータ通信サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、そのモバイルデータ通信契約を解除することがあります。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、契約者が第20条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、モバイルデータ通信サービスの利用停止をしないでそのモバイルデータ通信契約を解除することがあります。

3 当社は、包括的管理の取扱いの適用を受けている契約者回線について、別記19に反することとなった場合は、そのモバイルデータ通信契約を解除することがあります。

4 前3項の規定にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当するときは、直ちにそのモバイルデータ通信契約を解除します。

(1) 契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由

が生じたことを知ったとき。

(2) 包括的管理の取扱いの適用を受ける契約者回線に係る契約者について、その契約者の地位の承継により第8条（契約申込みの承諾）第4項に規定する承諾条件を満たさなくなったことを知ったとき。

(注) 当社は、本条第1項又は第2項の規定により、そのモバイルデータ通信契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

第17条 モバイルデータ通信契約に関するその他の提供条件については、別記1及び別記2に定めるところによります。

第4章 付加機能

(付加機能の提供)

第18条 当社は、契約者から請求があったときは、料金表の規定により付加機能を提供します。

第5章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

第19条 当社は、次の場合には、モバイルデータ通信サービスの利用を中止することがあります。

(1) 当社又は特定MNO事業者の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。

(2) 第22条（通信利用の制限）の規定により、通信の利用を中止するとき。

(注) 当社は、本条の規定によりモバイルデータ通信サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことをその契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第20条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（モバイルデータ通信サービスの料金その他の債務（この約款により、支払いを要することとなったものに限ります。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間、第2号、第3号又は第5号の規定に該当するときは、当社が契約者等本人を確認するための書類として当社が別に定めるものを、当社が別に定めるモバイルデータ通信サービス取扱所に提出していただくまでの間）、そのモバイルデータ通信サービスの利用を停止することがあります。

(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。）以外において支払われた場

合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。）。

- (2) モバイルデータ通信サービスに係る契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。
 - (3) 別記1若しくは2の規定に違反したとき、又は別記1若しくは2の規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。
 - (4) 契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに係る料金その他の債務（その契約約款等に定める料金その他の債務をいいます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (5) 第9条（契約者の契約者確認の取扱い）、第17条（その他の提供条件）の規定に違反したとき。
 - (6) 契約者がそのモバイルデータ通信サービス又は当社と契約を締結している他の通信サービスの利用において第41条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。
 - (7) 契約者回線に端末設備又は自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。
 - (8) 別記5又は別記6の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、技術基準等（別記7に規定する技術基準及び技術的条件をいいます。以下同じとします。）に適合していると認められない端末設備若しくは自営電気通信設備の契約者回線への接続を取りやめなかったとき。
 - (9) 別記8、9、10又は11の規定に違反したとき。
 - (10) 第31条（預託金）に規定する預託金を預け入れないとき。
- 2 当社は、本条の規定によりモバイルデータ通信サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をその契約者に通知します。
- ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第6章 通信

（電波伝播条件による通信場所の制約）

第21条 通信は、その移動無線装置がサービス区域内に在圏する場合に限り行うことができます。

ただし、そのサービス区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

（注）本条に規定するサービス区域は、特定 MNO 事業者の a u（LTE）通信サービス契約約款又は a u（5G）通信サービス契約約款に準ずるものとします。

（通信利用の制限）

第22条 当社は、モバイルデータ通信の利用が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次の措置をとることがあります。

- (1) 次に掲げる機関が使用している契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止

する措置を含みます。)

機関名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記 16 の基準に該当する新聞社等の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

(通信の利用を制限する措置)

第 2 3 条 前条の規定による場合のほか、当社は、次の通信利用の制限を行うことがあります。

- (1) 通信が著しくふくそうする場合に、通信時間又は特定地域の契約者回線等への通信の利用を制限すること。
- (2) 契約者回線を当社が別に定める一定時間以上継続して保留し当社の電気通信設備を占有する等、その通信がモバイルデータ通信サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信を切断すること。
- (3) 当社の電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる通信を発生させる等、その契約者回線を用いて行われた通信が当社の電気通信設備の容量を逼迫させた、若しくは逼迫させるおそれを生じさせた、又は他の契約者回線に対する当社のモバイルデータ通信サービスの提供に支障を及ぼした、若しくは及ぼすおそれを生じさせたと当社が認めた場合に、当社の電気通信設備において取り扱う通信の総量が増加する時間帯において、その契約者回線に係る通信の帯域を制限すること。

第7章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第24条 当社が提供するモバイルデータ通信サービスの料金は、料金表第1表（料金）に規定する基本使用料等、パケット通信料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及び手続きに関する料金とし、基本使用料等については、基本使用料及び付加機能使用料を合算したものとします。

2 モバイルデータ通信サービスの工事に関する費用は、料金表第2表（工事費）に規定する工事費とします。

第2節 料金等の支払義務

(基本使用料等の支払義務)

第25条 契約者は、そのモバイルデータ通信契約に基づいて当社がモバイルデータ通信サービスの提供を開始した日から起算してモバイルデータ通信契約の解除又は付加機能の廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、その日）について、料金表第1表（料金）第1（基本使用料等）に規定する料金（以下この条において「料金」といいます。）の支払いを要します。

ただし、この約款又は料金表に特段の定めのある場合は、この限りではありません。

2 前項の期間において、モバイルデータ通信サービスの利用ができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

(2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

(3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、モバイルデータ通信サービスを利用できなかった期間中の料金の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
契約者の責めによらない理由によりそのモバイルデータ通信サービスを全く利用することができない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのモバイルデータ通信サービスについての料金

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(注) 基本使用料等の日割りについては、料金表通則に定めるところによります。

(パケット通信料の支払義務)

第26条 契約者は、その契約者回線と契約者回線等との間のパケット通信（その契約者回線の契約者以外の者が行ったパケット通信を含みます。）について、別記17の規定により測定した情報量と料金表第1表第2（パケット通信料）の規定とに基づいて算定した料金の支払いを要します。

2 契約者は、パケット通信料について、当社又は特定MNO事業者の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、過去の利用実績等を勘案して当社が別記18に規定する方法により算定した料金額の支払いを要します。

(ユニバーサルサービス料の支払義務)

第27条 契約者は、料金表第1表第3（ユニバーサルサービス料）に規定する料金の支払いを要します。

(電話リレーサービス料の支払義務)

第27条の2 契約者は、料金表第1表第3（電話リレーサービス料）に規定する料金の支払いを要します。

(手続きに関する料金の支払義務)

第28条 契約者は、モバイルデータ通信サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第4（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又はその請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

(工事費の支払義務)

第29条 契約者は、工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表（工事費）に定める工事費の支払いを要します。

ただし、その工事の着手前にその契約の解除又はその請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があったときは、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。

第3節 料金の計算及び支払い

(料金の計算及び支払い)

第30条 料金の計算方法並びに料金及び工事費の支払方法は、料金表通則に規定するところによります。

第4節 預託金

(預託金)

第31条 契約者は、次の場合には、モバイルデータ通信サービスの利用に先立って預託金を預け入れていただくことがあります。

(1) モバイルデータ通信契約の申込みの承諾を受けたとき。

(2) 第20条(利用停止)第1項第1号又は第4号の規定による利用停止を受けた後、その利用停止が解除されるとき。

2 預託金の額は、1契約あたり10万円以内で当社が別に定める額とします。

3 預託金については、無利息とします。

4 当社は、モバイルデータ通信契約が解除されたとき、その他預託金を預け入れていただく事由が解消したときには、契約者にその契約に係る預託金を返還します。この場合において、契約者がその契約に基づき支払うべき料金その他の債務があるときは、預託金を支払うべき料金その他の債務に充当し、その残余を返還します。

第5節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第32条 契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(延滞利息)

第33条 契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年14.5%の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。)で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。ただし、10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第8章 保守

(契約者の維持責任)

第34条 契約者は、端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

2 前項の規定のほか、契約者は、端末設備（移動無線装置に限ります。）又は自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第35条 契約者は、端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、当社が別に定めるモバイルデータ通信サービス取扱所において当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者に通知します。

3 当社は、前項の試験により当社が提供した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、上記の費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧)

第36条 当社又は特定MNO事業者は、当社又は特定MNO事業者の電気通信設備が故障し、又は滅失した場合は、速やかに修理し、又は復旧するものとします。

ただし、24時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

2 前項の場合において、当社又は特定MNO事業者は、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第22条（通信利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社又は特定MNO事業者がそれらの機関との協議により定めたものに限りします。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に提供されるもの 水防機関に提供されるもの 消防機関に提供されるもの 災害救助機関に提供されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に提供されるもの 防衛に直接関係がある機関に提供されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に提供されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に提供されるもの

	通信役務の提供に直接関係がある機関に提供されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に提供されるもの
2	水道の供給の確保に直接関係がある機関に提供されるもの ガスの供給の確保に直接関係がある機関に提供されるもの 選挙管理機関に提供されるもの 別記16の基準に該当する新聞社等の機関に提供されるもの 預貯金業務を行う金融機関に提供されるもの 国又は地方公共団体の機関に提供されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

（修理又は復旧の場合の暫定措置）

第37条 当社又は特定MNO事業者は、当社又は特定MNO事業者の電気通信設備を修理又は復旧するときは、暫定的にその電話番号を変更することがあります。

第9章 損害賠償

（責任の制限）

第38条 当社は、モバイルデータ通信サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（その原因が特定MNO事業者の責めに帰すべき理由による障害であるときを含みます。）は、そのモバイルデータ通信サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、モバイルデータ通信サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのモバイルデータ通信サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

（1）料金表第1表（料金）第1（基本使用料等）に規定する料金

（2）料金表第1表（料金）第2（パケット通信料）に規定する料金（モバイルデータ通信サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均パケット通信料（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

4 当社は、モバイルデータ通信サービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。

(免責)

第39条 当社（特定MNO事業者を含みます。以下この条において同じとします。）は、モバイルデータ通信サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する自動車等（自動車、列車、船舶その他の交通機関をいいます。以下同じとします。）、土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがアンテナ撤去時の塗装剥離等工事に伴い通常生じるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、電気通信設備の設置、修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されている短縮ダイヤル番号、メッセージ等の内容等が変化又は消失したことにより損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

3 当社は、この約款等の変更により端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、技術基準等の規定の変更に伴い、現に契約者回線に接続されている端末設備又は自営電気通信設備の改造等をしなければならなくなったときは、当社は、その変更に係る端末設備又は自営電気通信設備の機能の改造等に要する費用に限り負担します。

第10章 雑則

(承諾の限界)

第40条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがあるとき又はその請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるときその他当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において特段の規定がある場合には、その規定によります。

2 前項の規定によるほか、当社は、契約者が、当社が別に定める回数を超え、1の料金月内に同一の請求を繰り返す場合、その請求を承諾しないことがあります。

(利用に係る契約者の義務)

第41条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 端末設備（移動無線装置に限ります。）又は自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 故意に契約者回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わな

いこと。

- (4) 端末設備若しくは自営電気通信設備に登録されている電話番号その他の情報を読み出しし、変更し、又は消去しないこと。
- (5) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、又は他人の利益を害する態様でモバイルデータ通信サービスを利用しないこと。

(契約者に係る情報の利用)

第42条 当社は、契約者等に係る氏名、名称、生年月日、電話番号、住所若しくは居所、請求書の送付先等の情報を、当社及び特定MNO事業者の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用、料金の請求等、当社及び特定MNO事業者の契約約款等に係る業務の遂行上必要な範囲（契約者等に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。）で利用します。

なお、モバイルデータ通信サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

(法令に規定する事項)

第43条 モバイルデータ通信サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

- 2 前項の規定によるほか、法令に定めがある事項又は当該事項に関連する内容については、別記12から14に定めるところによります。

(閲覧)

第44条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供します。

別記

1. 契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、これを証明する書面を添えて、速やかにモバイルデータ通信サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合に、相続人が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その相続人のうちの1人を代表者として取り扱います。

2. 契約者の氏名等の変更

- (1) 契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、これを証明する書類を添えて、速やかにモバイルデータ通信サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) 包括的管理の取扱いを受けている契約者回線については、包括回線グループを単位として、(1)の届出をおこなっていただきます。

3. 端末設備の電話番号の登録等

端末設備（契約者に係る移動無線装置に限ります。以下この別記3において同じとします。）の電話番号の登録等は、次の場合に行います。

ただし、その端末設備が既に電話番号その他の情報が登録されている等により当社が電話番号の登録等を行うことができない場合及び1の契約について移動無線装置が2以上となる場合は、電話番号の登録等を行いません。

- (1) 端末設備の接続の請求を承諾したとき。
- (2) 契約の解除があったとき。
- (3) 端末設備を契約者回線から取りはずしたとき。
- (4) その他契約者から契約者回線に接続されている端末設備について、電話番号の登録等を要する請求があったとき。

4. 自営電気通信設備の電話番号の登録等

自営電気通信設備（契約者に係る移動無線装置に限ります。）の電話番号の登録等については、別記3の規定に準ずるものとします。

5. 端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が同項の技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者回線から取りはずしていただきます。

6. 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

- (1) 契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記5（端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

7. 端末設備及び自営電気通信設備が適合すべき技術基準等

技術基準及び技術的条件
端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）

8. 端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い

- (1) 契約者は、契約者回線に接続されている端末設備（移動無線装置に限ります。以下この別記8において同じとします。）について、電波法（昭和25年法律第131号）の規定に基づき、当社が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その端末設備の使用を停止して、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）に適合するよう修理等を行っていただきます。
- (2) 当社は、(1)の修理等が完了したときは、電波法に基づく検査等を受けるものとし、契約者等は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。
- (3) 契約者等は、(2)の検査等の結果、端末設備が無線設備規則に適合していると認められないときは、契約者回線へのその端末設備の接続を取りやめていただきます。

9. 端末設備の電波法に基づく検査

別記8に規定する検査のほか、端末設備（移動無線装置に限ります。）の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、別記8の（2）及び（3）の規定に準ずるものとしします。

10. 自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い

自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）について、臨時に電波発射の停止命令があった場合の取扱いについては、別記8の規定に準ずるものとしします。

11. 自営電気通信設備の電波法に基づく検査

自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、別記9の規定に準ずるものとしします。

12. 端末設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、事業法第53条第2項（同法第104条第4項において準用する場合を含む。）、同法第58条（同法第104条第7項において準用する場合を含む。）又は同法第65条の規定により

表示が付されている端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

(2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。

ア その接続が技術基準等に適合しないとき。

イ その接続が電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「事業法施行規則」といいます。）第 31 条で定める場合に該当するとき。

(3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

(4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(5) 契約者は、事業法第 71 条の規定により、工事担任者規則(昭和 60 年郵政省令第 28 号)第 4 条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させる必要があります。

ただし、同規則第 3 条で定める場合は、この限りではありません。

(6) 契約者が、その自営端末設備を変更しようとするときも、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。

(7) 契約者は、その契約者回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

1 3．自営電気通信設備の接続

(1) 契約者は、その契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項を記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。

(2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

ア その接続が技術基準等に適合しないとき。

イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて事業法第 70 条第 1 項第 2 号による総務大臣の認定を受けたとき。

(3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

(4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(5) 契約者は、事業法第 71 条の規定により、工事担任者規則第 4 条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させる必要があります。

ただし、同規則第 3 条で定める場合は、この限りではありません。

(6) 契約者が、その自営電気通信設備を変更しようとするときも、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。

(7) 契約者は、その契約者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

1 4．当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持します。

1 5. 検査等のための端末設備の持込み

契約者は、次の場合には、その端末設備（移動無線装置に限ります。以下この別記 1 5 において同じとします。）又は自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。以下この別記 1 5 において同じとします。）を当社が指定した期日に当社が指定するモバイルデータ通信サービス取扱所又は当社が指定する場所へ持ち込んでいただきます。

- (1) 電話番号の登録等を行うとき。
- (2) 別記 5 若しくは別記 1 2 又は別記 6 又は別記 1 3 の規定に基づく端末設備又は自営電気通信設備の検査を受けるとき。
- (3) 電波法に基づく端末設備又は自営電気通信設備の検査を受けるとき。

1 6. 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的としてあまねく発売されること (2) 発行部数が、1 の題号について 8,000 部以上であること
2 放送事業者	電波法（昭和 25 年法律第 131 号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1 欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

1 7. 課金対象パケットの情報量の測定等

課金対象パケットの情報量は、当社の機器により測定します。この場合において、回線の故障等発信者又は着信者の責任によらない理由により、課金対象パケットが通信の相手先（その通信が相互接続点への通信であるときは、その相互接続点を通信の相手先とします。）に到達しなかった場合には、そのパケットについては、情報量の測定から除きます。

1 8. 当社の機器の故障等により通話料等を正しく算定できなかった場合の取扱い

- (1) 当社の機器の故障等により通話料を正しく算定できなかった場合は、次のとおり取り扱います。

ア イ以外の場合	把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した 1 日平均の通話料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額
イ 過去 1 年間の実績を把握することができる場合	機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障があつたと認められる日）を含む料金月の前 1 2 料金月の各料金月における 1 日平均の通話料が最低となる値に算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

(2) (1) の場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議して、その事情を参酌するものとします。

(3) (1) 及び(2) の規定は、パケット通信料を正しく算定できなかった場合について、準用します。

19. 契約者回線の包括的管理の取扱い

当社は、モバイルデータ通信サービスに係る契約者回線の契約者名義が同一のものについて、包括的管理の取扱い（契約変更の申込みの受付け、料金表に定める割引の適用等に関する申込みの受付け又は料金その他の債務の請求等について、包括回線グループ（その契約者があらかじめ指定した契約者回線（そのモバイルデータ通信契約の基本使用料の料金種別及び付加機能の適用が同一となるものに限ります。）により構成される回線群をいいます。）を単位として、一括して行う取扱いをいいます。）を行います。

料金表

通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料等、パケット通信料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料は料金月に従って計算します。
ただし、この約款の特段の規定に従って計算する場合のほか、当社が必要と認めるときは、料金月によらず当社が別に定める期間に従って随時に計算します。
- 2 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。
- 3 当社は、パケット通信料については、そのすべての料金を合計した額により、請求を行います。

(基本使用料等の日割り)

- 4 当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料等のうち月額で定める料金（以下この項において「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割りします。
 - (1) 料金月の起算日以外の日、に、契約者回線又は付加機能の提供の開始があったとき。
 - (2) 料金月の起算日以外の日、に、契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。
 - (3) 料金月の起算日に契約者回線又は付加機能の提供を開始し、その日にその契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。
 - (4) 料金月の起算日以外の日、に、月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (5) 第25条（基本使用料等の支払義務）第2項第3号の表の規定に該当するとき
 - (6) 第2項の規定により、料金月の起算日の変更があったとき。
- 5 前項第1号から第6号までの規定による月額料金の日割りは、その料金月に含まれる日数により行います。この場合、第25条（基本使用料等の支払義務）第2項第3号の表の1欄に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する料金日とみなします。
- 6 第4項第6号の規定による月額料金の日割りは、変更後の料金月に含まれる日数により行います。

(端数処理)

- 7 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 8 契約者は、料金及び工事費について、当社が定める期日までに、当社が指定するモバイルデータ通信サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 9 前項の場合において、料金及び工事費は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 1 0 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 1 1 当社は、料金又は工事費について、契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(消費税相当額の加算)

- 1 2 この料金表に係る料金について支払いを要する額は、料金表に規定する税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

(注) 本項により計算された支払いを要する額は、この料金表に規定する税込額(消費税相当額を加算した額)をいいます。以下同じとします。)に基づき計算した結果と異なる場合があります。

(料金の臨時減免)

- 1 3 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この料金表又は約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金及び工事費を減免することがあります。
- 1 4 当社は、前項の規定により、料金等の減免を行ったときは、モバイルデータ通信サービス取扱所に掲示する等の方法により、そのことを周知します。

第1表 料金

第1 基本使用料等

1 適用

基本使用料等の適用については、第25条（基本使用料等の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区分	内容					
(1) 基本使用料の適用	ア モバイルデータ通信サービスには、以下の種類があります。					
	種類	内容	モジュールプラン	特定 MNO 事業者の au(LTE)通信サービス契約約款に定める一般 LTE モジュール契約に係る LTE モジュールを使用して提供するもの	データプラン	特定 MNO 事業者の au (LTE) 通信サービス契約約款に定める LTE シングル又は au (5G) 通信サービス契約約款に定める 5G シングルを使用して提供するもの
	種類	内容				
	モジュールプラン	特定 MNO 事業者の au(LTE)通信サービス契約約款に定める一般 LTE モジュール契約に係る LTE モジュールを使用して提供するもの				
	データプラン	特定 MNO 事業者の au (LTE) 通信サービス契約約款に定める LTE シングル又は au (5G) 通信サービス契約約款に定める 5G シングルを使用して提供するもの				
	イ モバイルデータ通信サービスの基本使用料には、次の料金種別があります。					
	契約者は、あらかじめ料金種別を選択していただきます。この場合、包括的管理の取扱いを受ける契約者回線については、包括回線グループを単位として選択していただきます。					
	① モジュールプランに係るもの					
	基本使用料の料金種別					
	モジュールプラン LTE					
	モジュールプラン F LTE					
	モジュールプラン LTE Low					
	モジュールプラン LTE Mid					
	モジュールプラン LTE High					
	② データプランに係るもの					
	基本使用料の料金種別					
	データプラン F WiMAX					
	データプラン F LTE					
	データプラン F LTE (W)					
	データプラン Tab					
データプラン 3						
データプラン 5						
データプラン 7						
データプラン 10						
データプラン 20						
データプラン 50						
データプラン 5G -3						
データプラン 5G -5						
データプラン 5G -7						
データプラン 5G -10						
データプラン 5G -20						
データプラン 5G -50						
備考	(ア) データプランに係るものには、契約期間があります。					
	(イ) データプラン F WiMAX の契約者は、あらかじめ契約期間の区分を選択していただきます。					
	(ウ) この契約期間には、利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。					
	(エ) 契約期間の区分は、契約者からの申出がない限り、満了日の翌日か					

	ら同一の条件で自動適用するものとし、以降も同様とします。 (オ) 契約期間内における契約期間の変更は、変更後の契約期間が変更前の契約期間より長くなる場合に限り、行うことができます。 (カ) 前項の規定により契約期間を変更したときは、変更後の料金は、当社が承諾した日から適用します。この場合、変更後の満了日については変更前の契約期間の適用を開始した日から起算して算出します。以降、(エ) の規定によるものとし、 (キ) 契約者は、契約期間の満了前に契約を解除する場合は、残余の期間に対応する料金を一括して支払っていただきます。								
	ウ 当社は、1 の契約者回線ごとに、1 の基本使用料を適用します。								
(2) 最低利用期間内に契約の解除があった場合の料金の適用	ア モバイルデータ通信サービスには、データプランに係るものを除き最低利用期間があります。 イ 契約者は、最低利用期間内に契約の解除があった場合は、第25条（基本使用料等の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する料金に相当する額を、一括して支払っていただきます。								
(3) 削除	削除								
(4) 基本使用料割引の適用	ア 当社は、契約者（モジュールプランLTE 及びモジュールプランF LTE に限ります。）から基本使用料割引の申込みがあり、当社が承諾したときは、包括回線グループ単位に、基本使用料から次表に規定する額の割引を適用します。 1 の契約者回線ごとに月額 <table><tr><td>課金対象回線数</td><td>割引額（税込額）</td></tr><tr><td>50 以上 99 以下の場合</td><td>60 円（66 円）</td></tr><tr><td>100 以上 999 以下の場合</td><td>200 円（220 円）</td></tr><tr><td>1000 以上の場合</td><td>280 円（308 円）</td></tr></table> イ 当社は、契約者からの申出を承諾した場合、その承諾した日が属する月の初日から基本使用料割引を適用します。 ウ 当社は、契約者回線について、次のいずれかに該当する場合は、当該月の末日をもってこの基本使用料割引の適用を廃止します。 (ア) 契約者から基本使用料割引の適用を廃止する申出があったとき。 (イ) 利用休止があったとき。 (ウ) この基本使用料割引適用後の基本使用料について当社が定める支払期日 を経過してもなお支払わないとき。 (エ) アに規定する条件を満たさなくなったとき。 エ 課金対象回線数の増減により適用する料金が変わる場合、変更後の料金は翌月から適用します。	課金対象回線数	割引額（税込額）	50 以上 99 以下の場合	60 円（66 円）	100 以上 999 以下の場合	200 円（220 円）	1000 以上の場合	280 円（308 円）
課金対象回線数	割引額（税込額）								
50 以上 99 以下の場合	60 円（66 円）								
100 以上 999 以下の場合	200 円（220 円）								
1000 以上の場合	280 円（308 円）								
(5) パケット通信利用の制限	ア 当社は、モジュールプラン（モジュールプラン LTE、モジュールプラン F LTE、モジュールプラン LTE Mid 及びモジュールプラン LTE High に限ります。）又はデータプラン（データプラン F LTE、データプラン F LTE (W)、データプラン Tab、データプラン 3、データプラン 5、データプラン 7、データプラン 10、データプラン 20、データプラン 50、データプラン 5G -3、データプラン 5G -5、データプラン 5G -7、データプラン 5G -10、データプラン 5G -20 及びデータプラン 5G -50 に限ります。）の契約者回線との間のパケット通信について、パケット通信総量速度規制（その契約回線との間のパケット通信に係わる 1 料金月の課金対象データの総情報量が次表に定める総量速度規制を超えたことを当社が確認した場合、その確認した日を含む料金月の末日までの間、その契約者回線との間のパケット通信の伝送速度を最高 128kbit/s に制限することをいいます。）を行います。 ① モジュールプラン（モジュールプラン LTE）に係わるもの <table><tr><td>総量速度規制パケット量</td></tr><tr><td>314,572,800 バイト（300 メガバイト）</td></tr></table> ② モジュールプラン（モジュールプラン F LTE、モジュールプラン LTE Mid	総量速度規制パケット量	314,572,800 バイト（300 メガバイト）						
総量速度規制パケット量									
314,572,800 バイト（300 メガバイト）									

	及びモジュールプラン LTE High) に係わるもの	
	総量速度規制パケット量	
	3, 221, 225, 472 バイト (3 ギガバイト)	
	③ データプラン (データプラン F WiMAX、データプラン F LTE、データプラン F LTE (W) 及びデータプラン Tab) に係わるもの	
	総量速度規制パケット量	
	7, 516, 192, 768 バイト (7 ギガバイト)	
	④ データプラン 3 及びデータプラン 5G -3 に係わるもの	
	総量速度規制パケット量	
	3, 221, 225, 472 バイト (3 ギガバイト)	
	⑤ データプラン 5 及びデータプラン 5G -5 に係わるもの	
	総量速度規制パケット量	
	5, 368, 709, 120 バイト (5 ギガバイト)	
	⑥ データプラン 7 及びデータプラン 5G -7 に係わるもの	
	総量速度規制パケット量	
	7, 516, 192, 768 バイト (7 ギガバイト)	
	⑦ データプラン 10 及びデータプラン 5G -10 に係わるもの	
	総量速度規制パケット量	
	10, 737, 418, 240 バイト (10 ギガバイト)	
	⑧ データプラン 20 及びデータプラン 5G -20 に係わるもの	
	総量速度規制パケット量	
	21, 474, 836, 480 バイト (20 ギガバイト)	
	⑨ データプラン 50 及びデータプラン 5G -50 に係わるもの	
	総量速度規制パケット量	
	53, 687, 091, 200 バイト (50 ギガバイト)	
	イ パケット通信総量速度規制に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。	
(6) 付加機能使用料の適用	ア 当社が提供する付加機能には、以下の種類があります。	
	種類	内容
	LTE NET for DATA 機能	当社が別に定める方法によりデータシングル端末とインターネットとの間でパケット通信を行うことができる機能をいいます。
	備考	(ア) モジュールプラン LTE、モジュールプラン F LTE、モジュールプラン LTE Low、モジュールプラン LTE Mid、モジュールプラン LTE High、データプラン F LTE、データプラン F LTE (W)、データプラン Tab、データプラン 3、データプラン 5、データプラン 7、データプラン 10、データプラン 20、データプラン 50、データプラン 5G -3、データプラン 5G -5、データプラン 5G -7、データプラン 5G -10、データプラン 5G -20 及びデータプラン 5G -50 に限り提供します。
		(イ) この機能の利用に係るパケット通信料については、そのパケット通信を行った契約者回線の契約者に支払っていただきます。

		します。 (オ) この機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
	SMS 送信機能	電話番号を宛先に指定し、短いテキストメッセージ（文字、数字及び記号等からなるメッセージをいいます。）を送信できる機能をいいます。
	備考	(ア) モジュールプラン LTE Low、モジュールプラン LTE Mid 及びモジュールプラン LTE High に限り提供します。

2 料金額

(1) 基本使用料

① モジュールプランに係るもの

月額

料金種別	単位	料金額 (税込額)
モジュールプラン LTE	1 の契約者回線ごとに	760 円 (836 円)
モジュールプラン F LTE	1 の契約者回線ごとに	3,400 円 (3,740 円)
モジュールプラン LTE Low	1 の契約者回線ごとに	400 円 (440 円)
モジュールプラン LTE Mid	1 の契約者回線ごとに	500 円 (550 円)
モジュールプラン LTE High	1 の契約者回線ごとに	600 円 (660 円)

② データプランに係るもの

月額

料金種別	契約期間	単位	料金額 (税込額)
データプラン F WiMAX	1 年	1 の契約者回線ごとに	5,500 円 (6,050 円)
	2 年		4,600 円 (5,060 円)
データプラン F LTE	1 年	1 の契約者回線ごとに	5,500 円 (6,050 円)
データプラン F LTE (W)	1 年	1 の契約者回線ごとに	4,500 円 (4,950 円)
データプラン Tab	1 年	1 の契約者回線ごとに	4,900 円 (5,390 円)
データプラン 3	2 年	1 の契約者回線ごとに	3,100 円 (3,410 円)
データプラン 5	2 年	1 の契約者回線ごとに	3,500 円 (3,850 円)
データプラン 7	2 年	1 の契約者回線ごとに	4,000 円 (4,400 円)
データプラン 10	2 年	1 の契約者回線ごとに	4,900 円 (5,390 円)
データプラン 20	2 年	1 の契約者回線ごとに	6,500 円 (7,150 円)
データプラン 50	2 年	1 の契約者回線ごとに	7,500 円 (8,250 円)
データプラン 5G-3	2 年	1 の契約者回線ごとに	4,100 円 (4,510 円)
データプラン 5G-5	2 年	1 の契約者回線ごとに	4,500 円 (4,950 円)
データプラン 5G-7	2 年	1 の契約者回線ごとに	5,000 円 (5,500 円)
データプラン 5G-10	2 年	1 の契約者回線ごとに	5,900 円 (6,490 円)
データプラン 5G-20	2 年	1 の契約者回線ごとに	7,500 円 (8,250 円)
データプラン 5G-50	2 年	1 の契約者回線ごとに	8,500 円 (9,350 円)

(2) 付加機能使用料

月額

種類	料金種別	単位	料金額 (税込額)
LTE NET for DATA 機能	下記以外	1 の契約者回線ごとに	—
	モジュールプラン LTE	1 の契約者回線ごとに	500 円 (550 円)
	モジュールプラン F LTE	1 の契約者回線ごとに	500 円 (550 円)
	モジュールプラン LTE Low	1 の契約者回線ごとに	500 円 (550 円)
	モジュールプラン LTE Mid	1 の契約者回線ごとに	500 円 (550 円)
	モジュールプラン LTE High	1 の契約者回線ごとに	500 円 (550 円)
SMS 送信機能	モジュールプラン LTE Low	1 送信ごとに (70 文字 まで (半角英数字のみ の場合 160 文字まで))	3 円 (3.3 円)
	モジュールプラン LTE Mid	1 送信ごとに (70 文字 まで (半角英数字のみ の場合 160 文字まで))	3 円 (3.3 円)
	モジュールプラン LTE High	1 送信ごとに (70 文字 まで (半角英数字のみ の場合 160 文字まで))	3 円 (3.3 円)

第2 パケット通信料

1 適用

パケット通信料の適用については、第26条（パケット通信料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容		
(1) パケット通信料の適用	ア 当社は、1の契約者回線ごとに、次の料金種別のものについて、パケット通信料を適用します。		
	料金種別		
	モジュールプランLTE		
	モジュールプランLTE Low		
	モジュールプランLTE Mid		
	モジュールプランLTE High		
	イ パケット通信料（モジュールプランLTE、モジュールプランLTE Low、モジュールプランLTE Mid 及びモジュールプランLTE High を除きます。）は、1の料金月における課金対象パケットの総情報量について、128バイトまでごとに1の課金対象パケットとし、2（料金額）に規定する料金額を適用します。		
ウ パケット通信料（モジュールプランLTE、モジュールプランLTE Low、モジュールプランLTE Mid 及びモジュールプランLTE High に限ります。）は、1の料金月における課金対象パケットの総情報量について、1,024バイトまでごとに1の課金対象パケットとし、2（料金額）に規定する料金額を適用します。			
(2) パケット通信料の減額適用	ア 契約者は、その契約者回線に係るパケット通信料について、次表に定める料金額の支払を要しません。		
	① モジュールプランに係るもの		
	料金種別	単位	支払を要しない額（税込額）
	モジュールプランLTE	1の契約者回線ごとに	270円（297円）
	モジュールプランLTE Low	1の契約者回線ごとに	921円（1,013.1円）
	モジュールプランLTE Mid	1の契約者回線ごとに	921円（1,013.1円）
	モジュールプランLTE High	1の契約者回線ごとに	4,608円（5,068.8円）
イ 支払いを要しない額については、料金表通則4（基本使用料等の日割り）の規定に準じて、日割計算を行います。			
ウ 包括的管理の取扱いを受ける契約者回線（データプランに限ります。）に係			

	るパケット通信料の額は、包括回線グループを単位として、以下により計算して得た額とします（下限を0円とします）。 $\text{パケット通信料の額} = \frac{\text{2. 料金額に定めるパケット通信料の額}}{\text{包括回線グループに係る課金対象パケットの数}} \times \left(\frac{\text{(2) アに定める支払を要しない額}}{\text{包括回線グループに係る契約者回線の数}} \right)$										
(3) 契約者回線に係わるパケット通信料の適用	ア 当社は、次の料金種別のものについて、契約者回線に係わるパケット通信に関する料金の月間累計額（(2)を適用した後の額とします。）が、次表に定める上限定額料を超える場合、2（料金額）の規定にかかわらず、上限定額料を適用する取扱いを行います。 1 契約ごとに月額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>料金種別</th><th>上限定額料（税込額）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モジュールプラン LTE</td><td>1,800 円 （1,980 円）</td></tr> <tr> <td>モジュールプラン LTE Low</td><td>800 円 （880 円）</td></tr> <tr> <td>モジュールプラン LTE Mid</td><td>1,500 円 （1,650 円）</td></tr> <tr> <td>モジュールプラン LTE High</td><td>2,300 円 （2,530 円）</td></tr> </tbody> </table>	料金種別	上限定額料（税込額）	モジュールプラン LTE	1,800 円 （1,980 円）	モジュールプラン LTE Low	800 円 （880 円）	モジュールプラン LTE Mid	1,500 円 （1,650 円）	モジュールプラン LTE High	2,300 円 （2,530 円）
料金種別	上限定額料（税込額）										
モジュールプラン LTE	1,800 円 （1,980 円）										
モジュールプラン LTE Low	800 円 （880 円）										
モジュールプラン LTE Mid	1,500 円 （1,650 円）										
モジュールプラン LTE High	2,300 円 （2,530 円）										

2 料金額

(1) モジュールプランに係るもの

料金種別	単 位	料金額（税込額）
モジュールプラン LTE	1 の課金対象パケットごとに	0.9 円 （0.99 円）
モジュールプラン LTE Low	1 の課金対象パケットごとに	0.03 円 （0.033 円）
モジュールプラン LTE Mid	1 の課金対象パケットごとに	0.03 円 （0.033 円）
モジュールプラン LTE High	1 の課金対象パケットごとに	0.03 円 （0.033 円）

第3 ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料

1 適用

ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の適用については、第27条（ユニバーサルサービス料の支払義務）及び第27条の2（電話リレーサービス料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
（1）モバイルデータ通信サービスに関するユニバーサルサービス料の適用	ア ユニバーサルサービス料の計算は、料金月単位で行います。 イ 契約者は、その料金月の末日において、その契約を締結している場合、2（料金額）に定めるユニバーサルサービス料の支払を要します。ただし、以下の場合は、この限りではありません。 （ア）その料金月の末日にその契約の解除があったとき。 （イ）そのサービスに係る電話番号が、電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号）別表第3号に規定する電気通信番号であるとき。 ウ ユニバーサルサービス料については、料金表通則4（基本使用料等の日割り）の規定にかかわらず、日割り計算は行いません。
（2）モバイルデータ通信サービスに関する電話リレーサービス料の適用	ア 電話リレーサービス料の計算は、料金月単位で行います。 イ 契約者は、その料金月の末日において、その契約を締結している場合、2（料金額）に定める電話リレーサービス料の支払を要します。ただし、以下の場合は、この限りではありません。 （ア）その料金月の末日にその契約の解除があったとき。 （イ）そのサービスに係る電話番号が、電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号）別表第3号に規定する電気通信番号であるとき。 ウ 電話リレーサービス料については、料金表通則4（基本使用料等の日割り）の規定にかかわらず、日割り計算は行いません。

2 料金額

（1）ユニバーサルサービス料

月額

区 分	単 位	料金額（税込額）
ユニバーサルサービス料	1の電話番号ごとに	2円（2.2円）

（2）電話リレーサービス料

月額

区 分	単 位	料金額（税込額）
電話リレーサービス料	1の電話番号ごとに	1円（1.1円）

第4 手続きに関する料金

1 適用

手続きに関する料金の適用については、第28条（手続きに関する料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容	
(１) 手続きに関する料金の適用	ア 手続きに関する料金は、次のとおりとします。	
	料金種別	内 容
	契約事務手数料	モバイルデータ通信契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
	番号登録手数料	電話番号の登録等を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
	イ １の契約者回線ごとに２．料金額に定める料金を適用します。	
	ウ 契約事務手数料の支払を要する場合には、番号登録手数料の支払を要しません。	

2 料金額

料金種別	単位	料金額（税込額）
契約事務手数料	1の契約者回線ごとに	4,500円（4,950円）
番号登録手数料	1の契約者回線ごとに	4,500円（4,950円）

第2表 工事費

工事費は別に算定する実費とします。

附則

(実施期日)

1. この約款は、平成22年7月15日から実施します。

附則

(実施期日)

1. この約款は、平成22年8月1日から実施します。
2. この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1. この約款は、平成23年2月1日から実施します。
2. この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1. この約款は、平成24年1月1日から実施します。
2. この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1. この約款は、平成24年2月17日から実施します。
2. この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1. この約款は、平成24年7月1日から実施します。
2. この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1. この約款は、平成24年8月1日から実施します。
2. この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1. この約款は、平成25年7月1日から実施します。
2. この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1. この約款は、平成26年2月1日から実施します。
2. この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1. この約款は、平成26年4月1日から実施します。
2. この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1. この約款は、平成27年1月1日から実施します。
2. この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1. この約款は、平成27年6月1日から実施します。
2. この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1. この約款は、平成27年9月1日から実施します。
2. この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1. この約款は、平成28年1月19日から実施します。
2. この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1. この約款は、平成28年7月1日から実施します。
2. この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1. この約款は、平成28年10月13日から実施します。
2. この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1. この約款は、平成29年1月1日から実施します。
2. この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1. この約款は、平成29年7月1日から実施します。
2. この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1. この約款は、平成30年1月1日から実施します。
2. この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1. この約款は、平成30年12月17日から実施します。
2. この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1. この約款は、令和元年7月1日から実施します。
2. この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1. この約款は、令和元年10月1日から実施します。
2. この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1. この約款は、令和2年1月1日から実施します。
2. この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1. この約款は、令和2年1月20日から実施します。
2. この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1. この約款は、令和3年1月1日から実施します。
2. この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1. この約款は、令和4年1月1日から実施します。
2. この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1. この約款は、令和4年4月1日から実施します。
2. この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1. この約款は、令和5年1月1日から実施します。
2. この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1. この約款は、令和5年4月1日から実施します。
2. この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1. この約款は、令和5年7月1日から実施します。
2. この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1. この約款は、令和5年10月1日から実施します。
2. この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1. この約款は、令和6年4月1日から実施します。
2. この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1. この約款は、令和7年7月1日から実施します。
2. この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1. この約款は、令和8年1月1日から実施します。
2. この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1. この約款は、令和8年3月31日から実施します。

附則

(実施期日)

1. この約款は、令和8年7月17日から実施します。

附則

(実施期日)

1. この約款は、令和8年10月1日から実施します。
2. この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。